

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成 27 年 4 月 7 日 策定
令和 8 年 4 月 1 日 改定

福井県若狭町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 若狭町全地域

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、農業は水稻を基幹としているが、兼業農家が大部分を占め、農業従事者の高齢化が進行している。農用地については水田率が約 80% と高く、残りが梅を主とした樹園地と畑となっている。そのほとんどは基盤整備を完了しているが、整備後長期間を経た施設も多く、その維持管理および長寿命化対策が課題となってきた。

また、本地域の一部は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、この格差を是正する取組を行うことが必要である。さらに、本地域のうち一部は野菜の生産も行われているが、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して、農業用排水路等の施設管理や長寿命化対策、環境保全活動等を行うとともに、本地域のうち中山間部については、同項第 2 号に掲げる事業も併せて推進し、平場地域との格差是正を図り耕作放棄地の発生を抑制する。また、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業についても併せて推進し、有機農業等に取り組む、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
若狭町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- 9法内 旧十村 (特定農山村法、過疎特措法及び棚田振興法の指定地域)
 旧西田村 (特定農山村法及び過疎特措法の指定地域)
 旧八村 (過疎特措法の指定地域)
 旧熊川村 (特定農山村法の指定地域)

9 法外

旧鳥羽村（知事特認による農林統計上の中山間地域）
旧瓜生村（知事特認による農林統計上の中山間地域）
旧三宅村（知事特認による農林統計上の中山間地域）
旧野木村（知事特認による9法地域に隣接する農用地）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、当町の地域計画（農業経営基盤強化促進法）に登載された者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(3) その他必要事項

集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付対象とする。

交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を町長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。

3. 法第3条第3項第3号に掲げる事業について

設定しない